

新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ネットワーク管理支援業務委託について、最適な事業者をプロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(件名)

第2条 件名は、「新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る事業者の選定」とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)区 新宿区をいう。
- (2)総合政策部長 新宿区総合政策部長をいう。
- (3)参加予定事業者 プロポーザルに参加しようとしている事業者をいう。
- (4)参加事業者 プロポーザルに参加している事業者をいう。

(募集要項の公表)

第4条 「新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係るプロポーザル募集要項」を令和7年5月9日（金）に、区公式ホームページに掲出し、公表する。なお、公表をもって公募開始とする。

(プロポーザル実施内容)

第5条 「新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る事業者の選定」に係る企画提案について、新宿区公式ホームページ等で公募し、企画提案の総合評価を行い、参加事業者の中から最良の事業者を選定する。

(企画提案の範囲)

第6条 この要領にもとづく企画提案の範囲は、以下のとおりとする。

- (1)ネットワーク管理支援体制
 - (2)ネットワーク管理支援業務運用
 - ・経常業務としてネットワーク監視・セキュリティ設定・ログ確認等、ネットワーク運用に係る事項
 - ・構成管理として簡易なネットワーク構成変更や新規ネットワーク構成の技術的なアドバイス等のネットワーク構成に係る事項
 - (3)その他、本委託業務に必要な事項等
- (応募資格等)

第7条 参加予定事業者は、次の各項に掲げる要件を満たすものとする。本条第7項から第10項については、基準日を公募開始の日とし、契約時までには要件を欠いた場合は、契約しないことができるものとする。

- 2 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、拠点数100以上かつ接続ノード3000以上のネットワークの構築かつ運用の受諾実績があること。

- 3 Cisco Certified Internetwork Expert 認定資格者を有すること。
- 4 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- 5 メーカーを問わず機器の取り扱い（調達及び保守）が可能であること。
- 6 引き続き 5 年以上、情報処理業務に関連する事業に従事していること。
- 7 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- 8 会社更生法又は民事再生法にもとづく更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 9 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱にもとづく指名停止期間中でないこと。
- 10 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置期間中でないこと。

（参加手続）

第 8 条 参加予定事業者は、新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係るプロポーザル参加申請書（第 1 号様式）により、令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時までに、区に対し申請する。なお、提出窓口は第 11 条のとおりとする。

- 2 参加予定事業者は、前項に規定する申請書のほか、第 7 条に規定する事項を具体的に明記した文書（任意様式）を持参のうえ提出する。
- 3 区は、参加事業者に対し、別紙「新宿区ネットワーク管理支援業務委託要件定義書」（以下、「要件定義書」という。）及び付属資料、並びに提出様式一式を交付する。

（参加の辞退）

第 9 条 参加事業者は、前条に規定する申請後、第 16 条に規定する第 2 段階評価までの間に、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

- 2 前項の辞退は、当該辞退の理由を付して、新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係るプロポーザル参加辞退書（第 2 号様式）により行うものとする。

（企画提案の条件）

第 10 条 参加事業者は、別紙「要件定義書」及び付属資料に基づき、第 6 条に掲げた企画提案、並びに、ネットワーク管理支援の運用が可能であること。

- 2 運用の想定期間は、以下のとおりとする。
 - （1）現行事業者から引継ぎ：令和 7 年 7 月から令和 7 年 8 月末まで。
 - （2）ネットワーク管理支援業務運用：令和 7 年 9 月 1 日から。
- 3 企画提案は、以下の経費を想定する。

業務運用経費は、3 年（36 ヶ月）の経費を積算する。

履行成績が良好な場合、令和 10 年 8 月末まで本委託を引き続きできるものとする。

その他、現行事業者からの引継ぎ等ネットワーク管理支援業務の運用に必要な経費

- 4 参加事業者は、前項の規定に基づき、別紙「要件定義書」を踏まえ積算を行なう。

（企画提案書の提出方法）

第 11 条 参加事業者は、以下期限までに企画提案書、別紙「要件定義書」に記載の書類を提出する。

(1)提出期限 令和7年6月10日(火)午後5時

提出期限までに提出がない場合は、辞退とみなす。

(2)提出部数

① 企画提案書 7部

② 要件定義書に記載の提出資料 7部

(3)提出先

新宿区総合政策部情報戦略課 担当 埴

電話 03(5273)3871 (直通)

(4)提出方法

提出期限までに、各提出物一式をCD-ROM等に納め、上記(2)の提出物とともに、それぞれ一括して持参する。(郵送不可) また、あらかじめ来庁日時を提出先へ連絡するものとする。

(企画提案書の仕様等)

第12条 企画提案書は、提供様式を用い、次の各項に掲げる事項をすべて含むこと。企画提案書等の資料作成に際しては、情報技術等に関する専門用語を含む場合は、用語の説明を付すなど、可能な限り、簡潔且つ明瞭に記載すること。

2 参加事業者の会社概要(特徴・優位点・業務内容等)

3 第7条第2項に掲げる実績

4 運用管理体制・要員・役割分担

5 ネットワーク管理支援要件

6 費用見積

(参加事業者の質疑)

第13条 参加事業者は、この要領に係る事項について、令和7年5月30日(金)午後5時までの間、区に対し質疑を行うことができる。

2 区は、質疑を受けた事項については、特別の事情が認められる場合を除き、速やかに当該質疑に対する回答を行う。質疑の内容がすべての参加事業者に関係する場合は、区は、その回答を他の参加事業者に対して周知する。

3 質疑及び回答は、適宜の方法により行う。

(選定委員会の設置等)

第14条 区は、参加事業者の企画提案書等の評価及び事業者の選定のため、「新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会の構成員、事業者選定方法、その他必要な事項は、別に定める「新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る事業者選定委員会設置要領」による。

3 事業者の評価及び選定に関する評価項目、評価点、その他必要な事項は、別に定める「新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る企画提案評価基準書」(以下、「評価基準書」という。)による。

(第1段階評価)

第15条 選定委員会は、企画提案書をもとに第1段階評価を行い、第2段階評価を行う事業者を選定する。

2 総合政策部長は、前項により選定された第2段階評価を行う事業者に対して、第2段階評価に係る選定の実施日等を通知する。

3 総合政策部長は、第1段階評価の結果、選定されなかった事業者に対しては、本実施要領第18条の規定に基づき、「新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る不採用通知書」（第4号様式）により、不採用となったことを通知する。

（第2段階評価）

第16条 選定委員会は、前条第2項により選定された第2段階評価を行う事業者を対象に、総合政策部長が指定する日時及び場所（令和7年6月26日（木）、庁議室にて行うことを予定しているが、変更となる場合がある）において、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定を行う。

2 前項のプレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者及び同行者をあわせて最大で5名以内とする。

（受託候補者の選定）

第17条 選定委員会は、特別の事情があると総合政策部長が認めた場合を除き、価格評価を含む第2段階評価点の最高点者を受託候補者として選定する。

2 前項により選定する受託候補者は、提出した見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者とする。

（委託する事業者の選定及びその通知）

第18条 事業者の選定結果については、当該各号に定める書類により、参加事業者に通知する。

（1）採用の事業者

新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る事業者採用通知書（第3号様式）

（2）不採用の事業者

新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る事業者不採用通知書（第4号様式）

（参加経費等）

第19条 本プロポーザルに参加し、又は、参加するための準備に要した費用は、参加事業者の負担とする。

2 参加事業者が区に提出した書類等については、区が保管し、参加事業者への返却は行わない。

3 採用された企画提案の内容について、区は採用された事業者と協議のうえ、選定委員会の評価結果に抵触しない範囲内において、変更することができる。

（参加事業者の失格）

第20条 参加事業者が以下に掲げる事項に該当したと区が認めた場合は、失格とする。

（1）第7条に掲げる応募資格等を失った場合。

（2）当該実施要領に定める手続きを遵守しない場合。

（3）企画提案等の書類に虚偽の記載を行なった場合。

（4）評価の公平性に影響を与える行為があった場合。

(事務局)

第21条 プロポーザルの事務局は、新宿区総合政策部情報戦略課に置く。

(疑義の決定等)

第22条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義を生じたとき、又は、本実施要領に定めのない事項については、総合政策部長が定めるものとする。

(その他)

第23条 参加事業者は、以下に掲げる事項に留意すること。

(1)事故又は不正な行為など、プロポーザルの実施に重大な支障があると区が認めた場合は、本プロポーザルの中止又は実施日程等を変更することがある。

(2)プロポーザルの実施に際し、区から受領又は閲覧した資料等は、区の詳細なく公表又は使用してはならない。また、区から受領した資料等については、当該プロポーザルの終了とともに、事業者の責任において破棄するものとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。